

別表第1（第4条関係）

事業区分	耐震診断	耐震改修・建替え	耐震シェルター	耐震リフォーム
対象建築物	次の要件を全て満たす既存木造住宅 (1) 延べ床面積が300平方メートル以下 (2) 併用住宅の場合は、延べ床面積の過半が住宅の用に供されているもの (3) 複数棟の住宅の所有者に係る耐震診断は、主に居住の用に供している1棟とする。	耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された既存木造住宅	耐震診断の結果、総合評点0.7未満と診断された既存木造住宅	耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された既存木造住宅
補助対象経費	—	次のいずれかの工事に要する経費（ただし、過去に甲斐市木造住宅耐震改修設計事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅に限る。） (1) 耐震改修設計費及び耐震改修工事費 (2) 建替えの設計費及び建替え工事費	耐震シェルターの設置工事に要する経費（ただし、過去に耐震改修工事及び建替え工事の補助を受けていない住宅に限る。）	市内施工業者が耐震改修工事を行った場合で、かつ、当該補助対象工事に要する経費が20万円以上のもの（ただし、市の別の補助金制度を利用していた場合は、対象経費から除く。）
補助率	—	(1)については、改修工事費の5分の4以内の額 (2)については、改修工事費に相当する費用と建替え工事費の見積価格を比較して安価な方の5分の4以内の額 なお、いずれも交付額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。	補助対象経費の3分の2以内の額とし、交付額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。	補助対象経費の5分の1以内の額とし、交付額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。
補助限度額	—	100万円	24万円	20万円